

令和2年第4回女川町教育委員会会議録

- |    |             |   |
|----|-------------|---|
| 1  | 招集月日        | 令和2年3月24日(火)  |
| 2  | 招集場所        | 女川町生涯学習センター 研修室2  |
| 3  | 出席委員等       | 1番 横井 一彦 委員<br>2番 阿部 喜英 委員<br>3番 新福 悦郎 委員<br>4番 中村 たみ子 委員<br>村上 善司 教育長  |
| 4  | 欠席委員        | なし  |
| 5  | 説明のため出席したもの | 教育総務課長 伊藤 富士子<br>生涯学習課長 中嶋 憲治   |
| 6  | 本委員会の書記     | 教育総務課 課長補佐 今村 等   |
| 7  | 開 会         | 午前10時00分  |
| 8  | 会期の決定       | 会期は本日1日限りといたします。  |
| 9  | 前回会議録の承認    | 教育長 はじめに、前回の会議録の承認の件をお諮りします。<br>既に配布されておりますが、委員の皆様方何かお気づきの点はありませんか。<br>無いようですので、承認とさせていただきます。   |
| 10 | 会議録署名委員の指名  | 教育長 2番 阿部 喜英 委員<br>3番 新福 悦郎 委員 よろしくお願いたします。   |
| 11 | 議 事         | 教育長 それでは、議事に入りたいと思います。<br>議案第6号「女川町教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」をお諮りします。<br>書記に議案を朗読させます。<br>(議案朗読)<br>教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。<br>教育総務課長 それでは、ただ今議題となりました、議案第6号「女川町教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」内容をご説明させていただきます。<br>当該規則は、女川町教育委員会が所管する事務を処理する規則について必要な事項を定めているものでございます。<br>今回の改正は、昨年12月の定例議会におきまして、本年4月 |

1日から会計年度任用職員に関する条例が可決いたしまして、4月1日から施行することに伴いまして、本町教育委員会事務局組織における職及び職務について関係規則の改正を行うものでございます。

内容をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の1番、新旧対照表をご覧くださいと思います。右側が現行、左側が改正案になります。

本規則第13条では教育委員会事務局に置く職階を、第24条では学校以外の教育機関、例えば生涯学習センター、勤労青少年センター、子どもの心のケアハウスなどに置く職及び職務を規定してございます。

本年4月1日から会計年度任用職員に移行いたします、「教育指導員」、「社会教育指導員」、「心のケアハウススーパーバイザー」、「心のケアハウスコーディネーター」、「補助教員」、「学校支援員」、「事務補助員」、「図書室司書」、「施設管理員」、「監視員」の10の職及び職務について、第3項その他の職員の職に加えることといたしまして、別表第1の3「その他の職員の職の表」を改正するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、改正後の規則については、令和2年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上、規則の一部改正についての説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案説明についてご質問等ございませんでしょうか。  
(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。  
(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第6号は承認されました。

続きまして、議案第7号「女川町立学校施設、設備の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」をお諮りします。  
書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、議案第7号「女川町立学校施設、設備の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をさせていただきます。

改正の内容につきましては、令和2年度からの会計年度任用職員制度に関係しまして、非常勤職員の区分が厳格化されたことによ

る学校開放の管理員に係る身分に関する部分の削除、及び学校開放施設のうち、遊び開放についての現状の利用に合わせまして、関係する規則を削除するものであります。

恐れ入りますが、参考資料の2-1をお開き願います。新旧対照表、右側が現行、左側が改正案になります。

第1条、目的の欄で、現行の「幼児及び児童、生徒の安全な遊びの場の確保」を削除します。それに加えまして、改正案では開放の種類としまして、「団体が行うスポーツ及びレクリエーション」を追加しています。また、第3条、管理員は、非常勤職員に関する第3項、第4項を削除しており、以下、開放の種類第4条も併せて、学校施設の開放の2種類を削除しております。

次のページの第5条第2項まで関係する条項を改正いたしまして、併せて、語句の訂正もしております。

議案にお戻りいただきまして、附則といたしまして、改正後の規則については、令和2年4月1日からの施行とするものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 阿部委員 ただ今の議案説明についてご質問等ございませんでしょうか。現行ですと遊び場開放という形で、子供たちが学校で学校施設を使って遊んでいいということが入っている部分が削除されたというのは、ここに関しては、子供たちが遊ぶ分には構わないので、あえて入れないという形なのでしょうか。

生涯学習課長 今、学校開放の施設に関しましては、団体が申請を行いまして利用していただくという形で、一般的に個人が申し込んでそこを遊び場として利用するという形態はとっておりません。これは前々からそういう関係になっていまして、その関係もありまして、個人での遊び場としての利用の申請が現状来ていないということもあって、その部分を削除させていただきました。

阿部委員 削除されたからといって、遊んではだめという話ではないということなんですよ。

生涯学習課長 そのとおりです。いろいろな場面での利用がある場合には、そのような場合ではなくて、利用も可能という形になっております。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第7号は承認されました。

続きまして、議案第8号「女川町立学校施設設備の開放に関する

実施細則の一部を改正する規則の制定について」をお諮りします。  
書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長  
生涯学習課長

ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

それでは、議案第8号「女川町立学校施設設備の開放に関する実施細則の一部を改正する規則の制定について」説明を申し上げます。

改正の内容につきましては、議案第7号で説明いたしました女川町立学校施設、設備の開放に関する規則の一部改正に伴う運用条文の変更と、管理員の勤務条件に関する規程を削除するものとなっております。

参考資料3-1をお開き願います。新旧対照表、右側が現行、左側が改正案となっております。

条文の下線のついたところが変更箇所となっております、引用条項の変更となっております。

第13項、使用上の遵守事項の喫煙に関する改正につきまして、前は「所定の場所以外」となっておりましたが、「学校敷地内」では喫煙しないとなっております。

次に、参考資料3-2をお開き願います。

第14項、管理員の勤務に関する条項を、前の規則の改正と併せまして、条項を削除するものです。

議案に戻っていただいて、附則といたしまして、改正後の規則は令和2年4月1日からの施行としております。

以上、ご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

教育長 ただ今の議案説明についてご質問等ございませんでしょうか。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第8号は承認されました。

続きまして、議案第9号「女川町社会教育指導員設置規則を廃止する規則の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長  
生涯学習課長

ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

それでは、議案第9号「女川町社会教育指導員設置規則を廃止する規則の制定について」説明いたします。

改正の内容につきましては、令和2年度から社会教育指導員が会

計年度任用職員として任用されるため、現在の設置規則を廃止するものです。

なお、社会教育指導員の職務につきましては、議案第6号の女川町教育員会組織規則の一部を改正する規則の制定によりまして、これを改正し、規定させていただいております。

次のページをご覧ください。

附則で、施行期日は、令和2年4月1日からとするものとしております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長 ただ今の議案説明についてご質問等ございませんでしょうか。  
(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。  
(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第9号は承認されました。  
続きまして、議案第10号「女川町基礎学力充実支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」をお諮りします。  
書記に議案を朗読させます。  
(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 ただ今議題となりました、議案第10号「女川町基礎学力充実支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」、内容をご説明させていただきます。

当該要綱は、本町の子供たちの基礎学力向上と保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、女川町の子供たちを支援する事業として平成26年6月からの寄附金を原資に、5年間の期間に限定して、平成27年度から平成31年度、令和2年3月31日まで実施するという事業でございます。

具体的には、漢検、英検、数検を受検する子供の保護者に対して、それぞれの補助率でもって補助をしているというところでございますが、寄附者から引き続き当該事業へ活用していただきたいという旨の申し出があり、本会といたしましても、継続して実施すべき事業ということで、本事業の執行に関する条項を今般削除するものでございます。

内容をご説明させていただきます。

恐れ入りますが、参考資料の4をご覧くださいと思います。右側が現行要綱、左側が改正後の要綱になります。

附則におきまして、失効条項である第2項を削除し、附則の第1

項の見出し及び項番号を削るというものでございます。  
議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、改正後の条  
項につきましては、令和2年4月1日から施行するというもので  
ございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ可決賜  
りますようお願いいたします。

教育長 ただ今の議案説明についてご質問等ございませんでしょうか。  
(発言なし)

教育長 なければ、承認ということによろしいでしょうか。  
(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第10号は承認されました。  
続きまして、議案第11号「女川町児童生徒就学援助実施要綱の  
一部を改正する訓令の制定について」をお諮りします。  
書記に議案を朗読させます。  
(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。  
教育総務課長 ただ今議題となりました、議案第11号「女川町児童生徒就学援  
助実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」、内容をご説  
明させていただきます。  
本年3月定例議会におきまして、女川町課設置条例の一部を改正  
する条例の制定が上程され、可決してございます。令和2年4月  
1日から「税務会計課」を「税務課」と改めるものでございます。  
それに合わせまして、本要綱についても改正するもので、併せて、  
「民生委員、民生児童委員」を「民生委員・児童委員」に改正す  
るものでございます。  
要項本文の改正はございませんが、様式について所要の箇所を改  
正するものでございます。  
参考資料5-1、5-2をご覧くださいと思います。右側が  
現行、左側が改正後になります。  
改正する箇所は、資料番号5-1の様式第1号、中段にございま  
す、女川町教育委員会が「税務会計課」に情報を求めることに同  
意しますという文言のところを、「税務課」に改めます。それか  
ら資料番号5-2の表の5、所見書でございますが、「民生委員、  
民生児童委員」の所見のところを、「民生委員・児童委員」に文  
言を改正するものでございます。  
議案に戻っていただきまして、附則として、改正後の訓令は、令  
和2年4月1日から施行とさせていただきます。よろしくご審議のうえ可決

賜りますようお願いいたします。

教育長 ただ今の議案説明についてご質問等ございませんでしょうか。  
(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。  
(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第 11 号は承認されました。  
続きまして、議案第 12 号「女川町立学校臨時的補助教員設置要綱等を廃止する訓令の制定について」をお諮りします。  
書記に議案を朗読させます。  
(議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、議案第 12 号「女川町立学校臨時的補助教員設置要綱等を廃止する訓令の制定について」ご説明をさせていただきます。  
当該要綱は、町立学校補助教員、教育委員会教育指導員、子どもの心のケアハウス臨時職員について、これまで教育委員会は臨時的職員として任用いたしまして、それに伴い、職務、資格及び勤務時間等、必要な事項を独自に定めてございました。  
令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員に移行することから、町で別途定める規定に包含されることから設置が不要となりますので、関係する三つの要綱を廃止するものでございます。  
議案書の次のページに訓令を書いてございます。  
廃止する要綱は、1 号、女川町立学校臨時的補助教員設置要綱、2 号、女川町教育委員会臨時的教育指導員設置要綱、3 号、女川町子どもの心のケアハウス臨時職員取扱要綱、以上となります。  
議案に戻っていただきまして、施行日は、令和 2 年 4 月 1 日からとさせていただきます。  
以上、説明といたします。よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案説明についてご質問等ございませんでしょうか。  
(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。  
(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第 12 号は承認されました。  
続きまして、議案第 13 号「女川町社会教育委員の人事について」をお諮りします。  
書記に議案を朗読させます。  
(議案朗読)

教育長 ただ今の議案につきましては、人事に関する議案ですので、秘密

会にて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。  
 (「異議なし」の声あり)

教育長 暫時休憩します。  
 (書記退席)

教育長 休憩前の議事を再開します。  
 それでは、議案第 13 号は、承認されました。  
 次に、追加議案に入ります。  
 議案第 14 号(追加)「教育に関する事務の議案の作成に対する意見について」をお諮りします。  
 書記に議案を朗読させます。  
 (議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。  
 教育総務課長 それでは、ただ今、追加議案ということで議題となりました、議案第 14 号「教育に関する事務の議案の作成に対する意見について」提案理由を申し上げます。  
 条例の制定、改正及び予定価格 700 万円以上の財産の取得につきましては、議会の議決が必要となりますが、議案の提案権は町長にあり、教育委員会に議案の提案権はないことから、教育委員会に関する議案を上程する場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定において、町長は事前に教育委員会の意見を聞かなければならないというふうに規定されてございます。  
 また、女川町教育委員会教育長に対する事務委任規則では、教育に関する議会の議決を得るべき議案については、委員会は意見を申し出ることができるというふうに規定されてございます。  
 今般、町長から、別添写しのとおり、「議会の議決に付すべき財産の取得について」を今後開会されます町議会の 3 月臨時会に提案するため、3 月 19 日付けで事前の意見を求められたものでございます。  
 まず、「議会の議決に付すべき財産の取得について(女川町立女川小・中学校 I C T 教育用機器)」につきまして、今回の提案でございますが、小・中学校の新築にあたり、プロジェクターや電子黒板等の I C T 教育用機器一式を新たに購入し、新校舎における I C T 教育の環境を整備するものでございます。  
 お手元の参考資料でご説明させていただきます。  
 資料につきましては、追加議案参考資料 1 - 1 をお開きいただきたいと思っております。  
 では、ご説明させていただきます。  
 入札の方法は、4 社による指名競争入札とし、3 月 16 日に入札



を執行いたしました結果、1社が辞退。有限会社芳文堂、株式会社オーテック、株式会社サワダヤの3社が応札をいたしております。

1回目の入札で3社とも予定価格に達しなかったことから、再度の入札を行いました。有限会社芳文堂、株式会社オーテックが辞退し、株式会社サワダヤが応札いたしましたが、予定価格に達しませんでした。そのため、地方自治法施行令第167条の2第8号、競争入札に付し、入札者がいないとき、又は再度の入札に付し、落札者がいないときの規定に基づき、最低価格の入札者である株式会社サワダヤと随意契約による見積り合わせを行い、仮契約を締結したものでございます。

議案に戻っていただきます。

町長からの事前意見書の次のページに議案書を付けております。取得する予定金額は、見積金額3,490万円に消費税及び地方消費税の価格349万円を加えた3,839万円で、地方自治法及び本町の条例に基づいて議会の議決を得る手続きをするものでございます。

また参考資料に戻っていただきます。

購入する機器を参考資料1-2に載せてございます。番号、項目、メーカー・モデル、数量、設置場所、機器の特徴、参考写真の順に載せてございます。

購入する機器は主に、1番、教室に設置する黒板に画像を投影し画面上で付属の電子ペンとか指で書き込みができる電子黒板機能付レーザー光源プロジェクターを28台。3番、移動が可能な75型のディスプレイ電子黒板を各フロアに設置いたしたく14台。それから4番では、パソコンの機器からプロジェクターや電子黒板にワイヤレスで接続して黒板の画像がケーブルなどの切り替えなしに瞬時に展開できるようなプレゼンテーション機器を43台。右側10番、カラープリンターになりますが、これは投影した画像を紙にプリントして子供たちにその場ですぐに配付できるようにということで、3階のメディアセンターに2台。12番、サインモニターでございますが、①32型は、昇降口に設置して、来校者に対しその日の行事の案内や注意事項などを掲示するものとし、②43型は、職員室に配置して、先生たちが個々の机にしながら会議などを行う際の画像を映し出せるよう、合計4台を購入するものでございます。

契約期間は、契約締結日から令和2年8月14日までとし、財源は、既に国から交付を受けて基金化してございます原子力発電施

設立地地域共生交付金 10 億 8,000 万円のうちから充当する予定としてございます。

以上、「議会の議決に付すべき財産の取得について（女川町立小・中学校 I C T 教育用機器）」のご説明を申し上げました。よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案説明についてご質問等ございませんでしょうか。  
阿部委員 これに関しては特に何も意見はないのですが、実際これらの活用というのはいくらできるのでしょうか、と言ったら変ですけど。まさに宝の持ち腐れにならないように、まず先生方にこの機器の使い方をしっかりと今後習得していただくことが必要になると思っています。

教育総務課長

それで令和 2 年度の当初予算におきましては、これらの活用ができるように、I C T 支援員の配置、それからヘルプデスクで常時、先生方に機器の使い方等の指導ができる体制をとるような予算を計上させていただいております。

教育長 これについては全く委員ご指摘のとおりでございまして、今、課長が話したとおり、宝の持ち腐れにならないように、これまでもこういうものがある程度入るということを想定して、小学校は小学校、中学校は中学校で、研修等も積み重ねてきたところでございます。

特に小学校では、名前を出して恐縮ですが、金子先生がこの道に長けておられて、その先生の授業等を見ながら、それを参考に校内研修で行う。あるいは、若い先生方というか、講師の先生も含めて、非常に意欲的に活用していただいております。教育委員の皆様は授業を参観いただいた時に、タブレット等を使用している先生が多かったように感じられたと思うのですが、もちろんこれだけではないので、あと先生方もこの機器を使って会議をするとか、そういうことをこれから進めていきたいと思っております。

ただ、苦手な先生方もいることも確かでございます。また、その必要な意識というか、低いといたら失礼かもしれませんが、そういう先生も現実にはいることは確かでございますので、その辺も含めて、活用の仕方については、今話しましたように支援員等を配置したり、あるいはその道に長けている先生方を中心に進めていきたいと思っております。

今回、新型コロナウイルス感染症で女川向学館で行いました授業等も、人数は確かに 10 人未満なのですが、その効果というものは出ておりますので、やがてそういう時代は必ず来ると思っております。

	<p>まして、こういう設備を設置したところでございます。</p> <p>これについては校長・教頭会議でもいろいろ話しておりますが、今ご指摘のあったように、全員がすべてというのは時間がかかるかもしれませんが、ただ、女川に来た先生はこういうことが得意になって帰るぐらいにはしていきたいと思っているところでございます。ありがとうございます。</p>
阿部委員	<p>そうなってくると多分、ICT支援員をどういったスキルの方を採用されるかというのが非常にキーになってくるかなと思いますので、教育長がおっしゃったように、向学館が今回の休校措置ですぐにテレビでというか、それで授業をやるぐらいの、あれぐらいの活用ができるだけのスキルを持った方が、できれば採用するには理想なのだろうなと思っていますので、ぜひそこはご検討いただければと思います。</p>
教育総務課長	<p>ICT支援員になるためには、民間の研修ですが、そういったものを何回か受けてICT支援員の資格を有するということとなりますが、そういった方は、話を聞きますとなかなか県内では少ないみたいなのですが、そういうところを使いながら、また、委員おっしゃられたように、向学館にもかなり今回の授業ではご支援をいただきましたので、そういったところで協力しながらやっていきたいと思っています。</p>
中村委員	<p>学校現場におりますと、学校教育用の機器とか設備の購入計画、あるいは設置計画を立てる際に、学校の先生方の要望と行政側との考えのずれというのをすごく感じておりまして、だいぶ前のこととなりますが、新設校の学校設備の中にアナライザーというものがあったのですが、その活用がなかなか図れなくて、その設備のための研修をするという、逆転ですよ。そういうようなこともしたのですが、なかなか授業等での活用というのは難しかったり、あるいは授業を進めるにあたって、その効果というものをあまり実感することができなかったのですね。そういうこともあるので、教育機器、設備を購入あるいは設置する計画を立てる場合に、もう少し学校の先生方の声を事前に吸い上げておいて、それを活かした設置とか購入になるといいのではないかなというふうに思っているのですが、女川町の場合はどのような手順で進められたのでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>まさに中村委員おっしゃられるとおおり、実際に現場で使われる先生方の使い勝手の良さというのが一番大事だと思っています。学校がその設計の段階から、教育現場でどういった機材を使って教えているかというのは、本町の教育長から、学校現場の先生と</p>

よく話をして、やってほしいというふうなお話をいただいております。まして、機種を選定にあたりまして、先生方に選定をいただいております。

教育長 教育総務課長が言ったとおりなのですが、補足しますと、前にいた指導主事だった永野先生がこの道のプロで、今、先生方がやろうとしていること、あるいは先生方の希望と、まさに阿部喜英委員が言った、将来的にこういうふうになることが想定されるということをやうまく加味して、設置していただいております。やがてこういう時代は必ず来るということを踏まえて。そして一方で苦手な教員には、最低でもタブレット操作ができるとか、あるいは電子黒板の操作ができるとか、そこまではこれからはやらなければならないんだよという意図で、課長が話しましたように、現場の声を聞いております。

あとはこちらで、今お話しましたように、アナライザーのようにそのために研修するというのはいかがなものかと思うのですが、将来的にこういうものというふうなものについては、先生方を研修に出しましたし、前の指導主事に至っては、つくば市に行っているいろいろ見てきてもらったり、最先端のものをを見て、あるいは今の現実等も踏まえてやらせていただいた経緯がございます。

ただ、中村委員ご承知のように、教員が替わるものですから、また今年も替わるので、そこでの切り替え、教員が替わった時の講習などは当然必要になってくるかなと思っております。

いずれにいたしましても、私としては、女川に行くと先生方はICTが得意になるというのを一つの売りにしたいと思っております。いろいろ個人差はあるのですが、その辺のところは、これからも声がけをしていきたいと思っております。

中村委員 ここに挙げられた13項目の設備機器というのは、本当にあればいいなというような、大判プリンターが学校にあるなんて、本当にありがたいことだと思うのですけれども、そういうものまで入れてくださるといのは、うれしいことだと思います。あとはどう使いこなして授業の効果を上げるかということが問題になるかと思っております。

教育長 中村委員ご存じのように、本町でも毎年のように宮城教育大学附属小学校の公開には必ず行ってございまして、あと通常時にも行ってどのような活用をしているかを現場の先生方も見てきております。すぐにあの段階にはいかないとしても、何人かの先生はあのレベルに到達できるようにしたいと思っておりますので、そういうことも踏まえて、機器の流れというか、非常に早いもので、そこは

十分に踏まえながらも、最低こういうことが必要だ、あるいは要望等は、課長が話しましたように取り入れたつもりであります。

横井委員 秋からのスタートの時にある程度使えるための事前の研修みたいなものというのは、特に先生方はするわけではないのですか。

教育長 期間が限られておまして、夏休みに入る前にももちろん説明等は必ずあるので、その説明を踏まえて、あとは必要に応じてやりながらというところは多いかと思いますが、引越し作業をして、どれだけそういう期間がスタートする前にとれるかはこれから確認しなければならないのですが、説明はあると思います。

教育総務課長 その辺、教育総務課長、いかがですか。

教育総務課長 機器の使い方については、メーカーから説明をしていただく予定にしておりますので、それをあとは、長く運用するというか、いろいろな場面、授業でどういうふうに展開させていくのかというところは、また先生方の方で相互に校内研修などをしながら進めていくことになります。

教育長 ただ、私が言うのもちょっとおこがましいですが、半数以上の先生はほとんどできる状態になっていきますので、それが急に大きく変わるわけではないので、それがよりいいものに移ると私は認識しておりますので。今度ベテランの先生方も来ますが、私よりかなり下の先生方の年代は厳しいかもしれませんが、若い先生方はのみ込みが早いなど見ております。ただ、メーカーが違うということがどうなるかぐらいで、その辺のところは、やりながらやっていっても十分可能かなと見ておりました。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

教育長 (「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第 14 号は承認されました。

教育総務課長 続きまして、議案第 15 号(追加)「教育に関する事務の議案の作成に対する意見について」をお諮りします。

教育長 書記に議案を朗読させます。

教育長 (議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、ただ今議題となりました、議案第 15 号「教育に関する事務の議案の作成に対する意見について」提案理由を申し上げます。

教育総務課長 本議案につきましては、前議案と同様に、町長から意見を求められたものでございます。

教育総務課長 今般、町長から、2 番目の「議会の議決に付すべき財産の取得に

ついて（女川町立女川小・中学校用備品（体育用備品）」につきまして、今後開会されます町議会3月臨時会に提案するため、3月19日付けにて事前に意見を求められたものでございます。

今回の議案につきましては、小・中学校の新築にあたりまして、体育館、それから校庭、プール、柔剣道場で使用します体育備品一式を更新、それから新たに購入いたしまして教育環境を整備しようというものでございます。

お手元の参考資料でご説明させていただきますので、まずはじめに、参考資料2-1をお開きいただきたいと思っております。

入札の方法につきましては、6社を指名し、指名競争入札とし、3月16日に入札を執行した結果、1社辞退、5社が応札し、その結果、有限会社スポーツショップマツムラが1,092万7,348円で落札、これに消費税及び地方消費税の額109万2,734円を加えた1,202万82円にて仮契約を締結したことから、地方自治法及び本町の条例に基づき、議会の可決を求めるものでございます。参考資料2-2をお開きいただきたいと思っております。

品目が72品目になります。2-2から2-5までの資料となっております。

資料は左から、番号、設置場所、品名・品番、メーカー、規格、仕様、数量、参考イメージで表示をさせていただいておりますが、1番から次のページの33番まで、体育館で使用する屋内施設用の体育備品になってございます。34番から次のページの59番まで、校庭で使用いたします屋外用の体育備品になってございます。60番から68番までは、プールで使用する備品になってございます。69番から72番までは、柔剣道場で使用いたします主に畳を購入するというふうなところで、全部で72品目80点を購入するという内容でございます。

今回買い替えをするものは、摩耗したものを子供たちが我慢して使っていた部分がございますので、そういったところの買い替えとか、新たにこの機会に設置する備品になってございます。

契約期間は、契約締結日から令和2年8月14日までといたしまして、前議案同様に、既に国から交付を受けて基金化しております原子力発電施設立地地域共生交付金を充当する予定としてございます。

簡単でございますが、以上でご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案説明についてご質問等ございませんでしょうか。  
(発言なし)

教育長 なければ、承認ということによろしいでしょうか。  
 (「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第 15 号は承認されました。  
 続きまして、議案第 16 号 (追加)「教育に関する事務の議案の作成に対する意見について」をお諮りします。  
 書記に議案を朗読させます。  
 (議案朗読)

教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。  
 教育総務課長 それでは、ただ今議題となりました、議案第 16 号「教育に関する事務の議案の作成に対する意見について」提案理由を申し上げます。  
 本議案につきましても、前議案と同様に、町長から事前に教育委員会の意見を求められたものでございます。  
 ご審議いただきます内容につきましては、町長の通知案の 3 番、「議会の議決に付すべき財産の取得について (女川町立女川小・中学校用備品 (音楽備品))」につきましても説明をさせていただくものでございます。  
 本件につきましては、前議案と同様、今後開会されます 3 月臨時議会に提案するために、3 月 19 日付けにて事前に意見を求められたものでございます。  
 今回の議案につきましては、小・中学校の新築にあたり、これまで使用しておりました楽器の買い替え及び新規購入をいたしまして、教育環境を整備するというものでございます。  
 参考資料の 3-1 をお開きいただきたいと思います。  
 まず、入札に関する参考資料でございますが、入札の方法は、4 社指名による指名競争入札とし、3 月 16 日に入札を執行した結果、2 社辞退、2 社が応札、その結果、株式会社三立石巻が 1,080 万円で落札し、これに消費税及び地方消費税の額 108 万円を加えた 1,188 万円にて仮契約を締結したことから、地方自治法及び本町の条例に基づき、議会の議決を求めるという内容でございます。  
 購入する備品につきましては、参考資料の 3-2、3-3 をご覧いただきたいと思います。  
 資料につきましては、前議案の体育備品と同様に、番号、設置場所、品名・品番、メーカー、規格、仕様、数量、参考イメージを載せておりますが、購入する備品につきましては、主に音楽室に設置する楽器類となります。音楽教材で使うほか、小学校の鼓笛隊演奏や、中学校の吹奏楽部の部活動用品となります。これも摩耗のために買い替えする備品、それから新たにこの機会に設置す

る備品など、全部で40品目119点を購入するというものでございます。

契約期間は、契約締結日から令和2年8月14日までとし、前議案と同様に、国から既に交付を受けて基金化しております原子力発電施設立地地域共生交付金を充当する予定としてございます。以上、「議会の議決に付すべき財産の取得について」ご説明を申し上げます。簡単ではございますが、よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案説明についてご質問等ございませんでしょうか。今回は音楽備品の件でございます。

阿部委員 前の議案と今回の議案もそうなのですが、購入備品に関しては学校の所有という形になって、今後何らかの形で何十年後かに更新であるとか修理が必要になった場合には、学校の予算なり町の予算でそういったものは対応していくという形でしょうか。

教育総務課長 今回新規で新しくすべて購入させていただきますが、それぞれ年数が経つと故障や、それから経年劣化等もございますが、その際には、どの備品をどのタイミングで買い替えをしなければならぬかということをしっかり把握しながら、学校予算につきましても、町財政の予算計上をした中で対応していきたいというふうに考えています。

阿部委員 もう1点いいでしょうか。前の落札と今回の落札、町外の業者という形だと思うのですが、国から多額のお金が下りてきた部分を充当するのにあたって、餅は餅屋でプロの業者が入るので、機材関係はすごく信頼が置けますし、安く入っているという部分はいいのですが、できるだけ落札した業者には、何かの形で本町での購入関係であるとかそういった部分へのご協力をしていただけるように、行政でしていただけるとありがたいかなというふうに思います。

教育総務課長 あくまでも購入に関しては契約によるものというふうになります。が、会社独自の中で社会貢献ですか、そういったところもございまして、そういったところに関してはお話ができるかというふうに思います。

阿部委員 町の経済活動にご協力をしていただけるとありがたいなど。

教育長 地元云々というところで。

新福委員 ほかにございませんでしょうか。

新福委員 楽器類のアフターケアみたいなものは、何か想定していることとか、業者にもう依頼しているとか。壊れたりとかありますが。

教育総務課長 アフターケアにつきましても、まだその辺の検討はしていないの



ですが、まずピアノについては、毎年調律をしていただいておりますので、その中で対応させていただこうと思っています。

そのほかの楽器類に関しましては、本来であれば点検をしながら、音律が狂うようなことのないような対応をしなければならないのかなというふうには思っておりますが、そこまで財政的なところがあるかどうかということも今後の課題になろうかと思っておりますので、その辺については学校と相談させていただきたいと思っております。

教育長 特に楽器の管理は今、中学校だと吹奏楽部で楽器管理は顧問の先生を中心にしっかりやらせていただいております。

それで例えば不意に落としたとか、そういう事故等で替えなければならないと。例えばトランペットを替えなければならない場合等については、いつも相談をして、この業者にするか町内の業者にするかは別にしましても、そのような維持管理は徹底しております。

鼓笛隊も、使うのは期間が限られているところがあるので、特に太鼓類の管理については、学校でもかなり気を遣っております。今回、管理等については、新しい校舎になり、置く場所もしっかり整備されてくると思うので、これまでもきちんとやっていたのですが、まずは第一義的には学校でしっかり管理をさせて、何かあった場合には教育委員会といつも相談をして、これまでやらせていただいたところでございます。

管理については、学校にしっかりやるよう話したいと思っております。何かあった場合には業者等といつもやり取りしているようでございます。

ほかにございませんでしょうか。

横井委員 確認なのですが、ステージにこういった楽器類でも何でも搬入する場合の経路は、今まであったような体育館と似たような形になるのでしょうか。

教育総務課長 ステージというお話でございます。大体育館がステージがございますので、大体育館の裏側に搬入口を広くとってあるところがございまして、楽器類については、今までは別のところから運んでいたのですが、今回はステージの裏側の搬入口から直接搬入できるような造りになってございます。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長	<p>それでは、議案第 16 号は承認されました。</p> <p>続きまして、議案第 17 号（追加）「教育に関する事務の議案の作成に対する意見について」をお諮りします。</p> <p>書記に議案を朗読させます。</p> <p>（議案朗読）</p>
教育長 生涯学習課長	<p>ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>ただ今提案されました、議案第 17 号「教育に関する事務の議案の作成に対する意見について」ご説明申し上げます。</p> <p>こちらの議案につきましても、前議案と同様に、今般、町長から、4 番目の（仮称）清水公園グラウンド整備工事の契約の締結に関する議案を 3 月の臨時会に提案するために、事前の意見を 3 月 19 日に求められたものでございます。</p> <p>それでは、内容になりますが、次のページの「議会の議決に付すべき契約の締結について」をご覧くださいと思います。</p> <p>その中の工事の概要です。建築工事につきましては、管理棟木造 2 階建て、建築面積 708.21 m<sup>2</sup>、延床面積 999.73 m<sup>2</sup>。土木工事につきましては、グラウンドの天然芝 9,600 m<sup>2</sup>、観客スタンド工一式となっております。</p> <p>次に、参考資料で説明をさせていただきます。参考資料 4-1、入札業者関係参考資料をご覧くださいと思います。</p> <p>本工事の入札方法につきましては、制限付き一般競争入札といたしまして、令和 2 年 3 月 11 日に執行し 2 社が応札しましたが、不落となったため、議案第 14 号と同様に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づく随意契約といたしました。その結果、鹿島建設株式会社東北支店が落札しまして、契約金額 10 億 7,030 万円で 3 月 13 日に仮契約を締結しております。</p> <p>工期につきましては、議決を得た翌日から令和 3 年 3 月 31 日までとしております。</p> <p>次に、恐れ入りますが、参考資料 2 をご覧くださいと思います。全体の平面図となっております。</p> <p>この中で、今回の契約の中で整備する範囲につきましては、緑やグレーで着色がされている範囲になります。</p> <p>まずはじめに、メインスタンドの上のふれあい広場に関しましては、日常的に町内外の人たちの交流や、さまざまなイベントスペースとして、また大会開催時には観客と選手等のふれあいスペースとして活用することを想定しております。</p> <p>観客席のスタンドにつきましては、5,000 人を収容となっており、白いところのメインスタンドには、600 席といたしましてイスを、</p>

また周りの芝生スタンドは4,400席を予定しております。  
グラウンドは、管理棟との高低差が約8mございます。鍋底型で、長辺の方向が南北に向くようにしまして、ホーム側から石投山山頂が見えるような形で配置をしております。

メインスタンドの上の方に道路、ふれあい広場と同レベルの管理棟、管理棟の図がないのですが、薄くふれあい広場とメインスタンドの間が管理棟になっておりますが、こちらを配置しております。

次に、参考資料4-3をご覧くださいと思います。

管理棟の立面図となっております。

上の段が、グラウンド側から見た図になりまして、試合が観戦できるように窓を多く設置してあります。

中段が、ふれあい広場側となっております、中央の透明のところですが、こちらがエントランスホールの入り口という形になっております。

下段は、側面側からの図面となっております、傾斜屋根というような形で、グラウンド側からふれあい広場側への傾斜の屋根となっております。

次に、参考資料4-4、管理棟の平面図をご覧くださいと思います。上の段が2階の平面図になります。下が1階です。基本的には、1階、2階とも左右対称の間取りになっております。

1階につきましては、中央、エントランスホール付近に分けて、管理事務室、運営本部、会議室、スタッフ控室等の運営側の部屋を配置しまして、その外側に更衣室やトイレ、シャワー室、室内ウォームアップエリア、さらに外側には、屋外のトイレ、多目的トイレ、授乳室、屋外倉庫等が配置されております。

次に、2階部分ですが、中央にテレビの放送用のブースを利用する実況放送席を用意しております。左側には場内の放送ブース、警察・消防指令室、トイレ、備品倉庫、さらに左側には、記者室を配置し、右側に記者会見用のウミネコホール、応接室、チームラウンジ等を配置しております。

なお、屋上には、テレビカメラが配置できるような想定をしております。

以上、(仮称)清水公園グラウンド整備工事に係る教育に関する事務の議案の作成に対する意見についての説明とさせていただきます。ご審議のうえ可決賜りますようよろしくお願いいたしますと思います。

教育長 ただ今の議案説明についてご質問等ございませんでしょうか。

阿部委員	この議案の話ではないのですが、図面を見たらオレンジハウスと書いてあるのですが、今、小学校脇にあるのですが、こちらに移転設置というふうなことなのでしょうか。
生涯学習課長	今、小学校の体育館の脇にありますオレンジハウスを芝生広場に移転する予定にしております。工事概要であります。芝生広場につきましては子供たちが自由に遊べる場所になりますが、暑い時など、こちらの日陰で待機したり、休憩スペースにも利用できるということで考えておまして、こちらにオレンジハウスを移転することを検討しております。以上です。
新福委員	眺望軸のところにモミジバフウ並木、今日初めて見たのですが、この並木にしたというのは意味があるのですか。
生涯学習課長	この眺望軸の目的というのは、完成しましたら、南側の駐車場から芝生広場を抜けまして、ふれあい広場のメインスタンド側に入ってくるという並木道を検討しています。 モミジバフウというのは、落葉はするのですが、色が変わるきれいなモミジで、ここで観客が入ってくる時に機運を高めるようにということで、デザイン会議の中で先生方が、今から試合に臨むのだという士気を高めるようにいいような木ということで、この木を選定されたみたいですが、落葉はするのですが、紅葉しまして黄色だったり赤になったりということで、そういった機運を高めるようにということでモミジバフウを選定したようです。 今回の工事には樹木はまだ入っていないのですが、ただ、沿道の舗装は今回の工事に入っております。木の選定ということでさせていただきます。あくまでもこれは気持ちを盛り上げるような木というふうになっております。
教育長	大変分かりやすい説明でございました。 ほかにございませんでしょうか。
中村委員	芝生広場というのは、芝生だけなのですか。
生涯学習課長	こちらは丸があって中に水道施設とか、あと土瓶型になっているこの形のところが天然芝になっております。水道施設からこちらの方は傾斜がつくような形になります。 芝生広場は、子供たちが遊べるということもあるのですが、グラウンドと同じように芝にすることで、大会の時にここで練習できるスペースというようなことで、グラウンドを同じ芝の形にしまして、試合前のアップスペースという位置付けもされております。また、大会がない時は子供たちが自由に遊べる天然芝ということで準備しております。以上です。
教育長	ほかにございませんでしょうか。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということによろしいでしょうか。  
(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第 17 号は承認されました。  
最後になります。議案第 18 号(追加)「令和 2 年 4 月 1 日付け異動における事務職員の人事について」をお諮りします。  
書記に議案を朗読させます。  
(議案朗読)

教育長 ただ今の議案につきましては、人事に関する議案ですので、秘密会にて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

教育長 暫時休憩します。  
(書記退席)

教育長 休憩前の議事を再開します。  
それでは、議案第 18 号は、承認されました。  
議事は、以上です。  
休憩します。

## 12 報告事項

教育長 休憩前の議事を再開します。  
6 番「報告事項」に入らせていただきます。  
まず最初、私から報告させていただきます。「教育長報告事項」と「別添資料」、それから、「公立高等学校入学者選抜試験結果」を載せております。これは個人名が出ておりますので、取り扱いに十分ご留意いただければと思います。この三つの資料で報告させていただきます。  
「はじめに」というところは、まず、新型コロナウイルス感染症につきましては、委員の皆様方ご承知のとおりでございます。この資料は、現在は数的には変わっておりますが、3 月 18 日現在の資料を載せております。  
臨時休業等につきましても、委員の皆様方ご承知のように、解除する方向でございます。  
ただ、文部科学省からガイドラインが出されておりました、それを踏まえて本町でも対応していきたいと考えております。ただ、大きな変更等はないようで、中学校の部活動等については、石巻地区の中体連の考えに準じまして進めていきたいと思っておりますが、年度末休業、年度始め休業、いわゆる春休みには実施させたいと考えているところでございます。  
女川中学校の卒業式につきましては、新型コロナウイルス感染症

の話題で真っただ中のところでしたが、あのよう十分に配慮した中で進めさせていただきました。特にあの子供たちは、2ページに入りますが、小学校の入学式があの様な状態だったので、配慮しながら何とかさせてやりたいという強い思いもありました。おかげさまで、先生方のあの様な配慮によりまして素晴らしい卒業式になったところでございます。改めて先生方の頑張りに敬意を表するとともに、教育委員の皆様をはじめ、PTAの役員、保護者の方々のご理解の賜物と思っております。

50名の卒業生でございますが、別添「高等学校入学者選抜試験結果」をご覧になっていただいたように、素晴らしい結果を残してくれました。

それぞれの高等学校等の受験した生徒の人数等については、別添配付資料をご覧になっていただければと思っております。

ご承知のように、石巻地区は全体で0.87倍でございます。定員を上回ったのは石巻西高等学校1校のみで、あとは定員を下回るというような結果でございます。第二次募集等もございまして、受験生は頑張ったところでございます。

それからご存じのように、山野和好校長先生が3月31日をもちましてご勇退になります。校長先生には4年間女川中学校校長としてご尽力いただいたところでございます。本当にご苦勞をかけました。改めてこの場で感謝申し上げるところでございます。

3ページに入らせていただきます。

ご承知のように3月2日から臨時休業となったところでございます。そこに経緯を書いておりますが、ここにあるとおりでございます。

小学校では、3月12日にまず1回目の健康観察日ということで登校日があったところでございます。これについては、「別添資料」3～5ページに当日の欠席児童等を載せております。

「別添資料」4ページをご覧になっていただきたいのですが、家事都合で休んだ子供がいます。

それから、この時に休んだ子供で、特に問題とされる児童はございませんでした。先生方は休み中も家庭訪問、あるいは電話連絡等で健康観察を含めて、子供たちの状況を把握しているところでございます。

それから、卒業式は5年生と6年生が出席して、19日に行われたところでございます。

なお、女川小学校関係では、「別添資料」6ページ、ことばの教室に関する報告書を載せております。ことばの教室は大変頑張っ

ていただきまして、今年も成果をあげたところでございます。齋藤成美先生は、このたび教員採用試験に合格いたしまして、石巻旧市内の小学校に赴任する予定でございます。頑張ってもらいたいと思っております。

「教育長報告事項」4ページに入らせていただきます。

女川中学校関係でございます。

ここにありますように、公立高等学校入学試験の第一次募集が3月4日であったところでございます。

女川中学校は3月16日を登校日にしております。「別添資料」8ページをご覧になっていただきたいと思っております。欠席は少なく、1年生3名、2年生3名という状況でございます。登校している生徒で、体調不良を訴えている生徒はいないという報告をいただきました。

以下、そこに書かれているとおりでございます。

「別添資料」をご覧になっていただきたいのですが、在校記録一覧表を載せております。

「別添資料」10ページですが、毎年行われておりますおにぎり大使、オーストラリアに派遣する事業でございますが、これについては、東松島市、石巻市の教育長とも相談し、あるいは事務局の考え等もありまして、派遣事業は中止する方向で現在検討しているということでございます。これは東松島市、石巻市、女川町で話し合いをして、この方向でまとまっているところでございます。今後、新型コロナウイルス感染症の動向等も踏まえながら、最終判断があるのではないかと思います。現時点では、派遣事業は中止する方向で検討しております。

以下、「別添資料」11ページ以降は、公立高校入学者選抜に係る第一次募集の合格状況で、それから14ページをご覧になっていただきたいのですが、第二次募集の石巻地区等に関わるものを載せております。

第二次募集で、石巻高校で20名募集しております。好文館高校が19名、石巻北高校が20名、宮城水産高校が68名、石巻商業高校が52名、桜坂高校が学励探求コース56名、キャリア探求コース19名というように、かなりの数の第二次募集を行っているところでございます。参考にさせていただければと思っております。

続きまして、「教育長報告事項」の5ページに入らせていただきます。

議会関係につきましては、教育総務課長の資料に詳細に載っておりますので、省略させていただきます。

校長・教頭会議が 23 日にあったところでございます。「別添資料」16 ページにその時の指示事項等を載せております。校長先生、教頭先生方の頑張りに敬意を表したところでございます。それから、そこにもありますように、小中一貫教育学校への引越しをイメージして、いろいろな事務処理等をお願いしたいということをお話させていただきました。

生涯学習関係につきましては、生涯学習課長から報告がございまずので、省略させていただきます。

6 ページに入らせていただきます。

その他ということで、この臨時休業中にこのようないろいろな会議等があったところでございます。

追悼式は、規模を縮小して行われました。

16 日には、女川町いじめ問題対策連絡協議会、2 回目の会議がございました。

併せて、第 2 回女川町奨学生選考委員会、阿部喜英委員に入っただいておりますが、行われたところでございます。

駐日カタール国大使館訪問は中止となりました。

オリンピック聖火リレーについては、テレビでご覧になったかと思いますが、子供たちは参加しないで、あの強風の中で行われたところでございます。

以下、ここにあるとおりでございます。

最後になりますが、教員の内示が終了いたしました。「別添資料」の 17～18 ページをご覧になっていただきたいと思っております。

まず、17 ページ、小学校でございます。

転出あるいはご勇退の先生方がこのようになっております。水野先生が石巻市教育委員会の社会教育主事としてご栄進でございます。以下、ここにあるとおりでございます。本町出身の島田姫女先生につきましては、京都の方に行かれるということで、ご退職でございます。

それから入ってくる先生では、再任用教諭といたしまして、退職されてから再度任用される教員ということで、大街道小学校から木村征先生、富谷市立富ヶ丘小学校から佐藤宏恵先生、新採で加藤璃奈先生、講師として後藤利恵先生でございます。

1 名の講師が見つからない状況でございます。

石巻地区では 25 名まだ講師が足りないという状況になっております。

以下、このとおりでございます。

続きまして、中学校に入らせていただきます。



山野校長先生の後任については、前回の教育委員会でご承認をいただいたところでございます。

谷口先生もご承認いただいたところでございます。

蛇田中学校から沖田先生が、ずっと女川で活躍した先生なのですが、最後の2年間を女川でどうしてもやりたいということで来ていただくことになりました。私にとっては大変うれしく思っております。ありがたいことだなと思っております。

もう一人いたのですが、残念ながら叶いませんでした。

それから梶原千恵先生は、ご報告しているとおりでございます。

以下、ここにあるような先生方になります。

三浦卓巳教諭は、また今年も頑張ってくださいということになりました。このような配置となりました。

本当に教育委員の皆様方には、今回、新型コロナウイルス感染症の関係でもいろいろとご指導を賜りましたことに感謝申し上げます。この1年間のご支援、ご指導に改めてこの場をお借りしまして、御礼を申し上げますところでございます。

私からは、以上でございます。

続いて、教育総務課長から報告させます。

教育総務課長 それでは、教育総務課の「報告・連絡事項」ということで、ご報告をさせていただきます。

4枚ものの資料をご覧いただきたいと思っております。

まず、1番の日程関係でございます。

実施済みといたしまして、教育長のご報告と重複しないようにお話をさせていただきますと思っております。

(4) 3月定例議会がございました。3月2日(月)から3月12日(木)まで11日間を会期といたしまして、ございました。

一般質問は7人19件ございましたが、本課所掌はございません。

一般議案は50件ございました。本課所掌といたしましては、前回の教育委員会でご承認いただきました、「女川町立学校職員の分限に関する条例及び職員団体の業務に専ら従事する女川町立学校職員に関する条例を廃止する条例の制定」につきまして、原案のとおり可決をいただいております。

補正予算といたしましては、奨学金の貸付金につきまして質疑がございましたが、原案のとおり可決をいただいております。

令和2年度の一般会計予算等、各種会計予算の審査が行われました。本課所掌に関しては、いじめ問題、緊急カウンセラー等支援事業、奨学金、学習塾等支援事業等々につきましてご質問がございました。

人事案件が4件ほどございました。

「固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて」ということで、固定資産評価審査委員2名について同意をいただいております。

それから、「副町長の選任について同意を求めることについて」ということで、現在の副町長、阿部明彦氏と、新任の伊丹相治氏ということで、2名の任命同意をいただいております。任期につきましては、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間になってございます。

それから、「常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について」は、本課についてはございませんでした。

選挙管理委員及び選挙管理委員補助員の選挙がございまして、議長の指名どおり、それぞれ決定をいたしてございます。

実施予定になります。

(1)令和2年3月末の退職・転任教職員の離任式を3月27日(金)午後1時半から生涯学習センターホールで。(2)令和2年度小・中学校教職員着任式を4月3日(金)午後1時30分から、同じく生涯学習センターホールで開催する予定としてございます。委員の皆様にもご出席をよろしくお願いいたします。

(3)小・中学校の入学式になります。小学校の入学式は4月9日(木)午前10時、中学校は4月8日(水)午後1時30分からになってございます。こちらにつきましても、ご出席をよろしくお願い申し上げます。

次のページ、(4)臨時議会を3月30日(月)に予定してございます。先程ご審議をいただきました「議会の議決に付すべき財産の取得について」3件の備品の購入について議会に提案する予定でございます。

大項目2番でございます。女川小・中学校の建設工事の進捗状況ということで、2月末の遅い状況で申し訳ないのですが、実施出来高が66%、計画出来高が68.7%ということですので、まだ2.7%(4日)の遅延があるということですが、工事はほぼ順調に進んでおります。

それから大項目3番に、新型コロナウイルスに係る学校の臨時休業の状況について載せております。臨時休業期間は、3月2日(月)から春休み前の3月24日(火)までとさせていただきます。

ただ、先程教育長からご報告がございましたとおり、先生方が家庭訪問をしたり、電話をかけたり、健康観察日を設けたり、それ

から登校日をこういう形で設けさせていただいております。

本日3月24日(火)は、小学校、中学校ともに修了式を行っておりまして、修了式は無事終了いたしましたということで小・中学校から先にご報告をいただいております。

大項目4番、その他になります。

学校支援といたしまして、日本マクドナルド様、株式会社ヒラツカ様、東北楽天ゴールデンイーグルス、株式会社楽天野球団様から、それぞれご支援、またはご支援をいただく予定となっております。

それから、学校給食でございます。令和2年2月27日(木)の朝でございます。石巻市東学校給食センターから、株式会社明治東北工場戸田受注センターに、「石巻市内の学校へ納品された牛乳の中に、ストロー部分に空気が入り容器が少し膨らんでいるものがある」という連絡を受け、当該業者から本町の学校給食調理場に照会があったものでございます。

本町では、連絡をいただく前に確認をいたしまして、小学校9本、中学校で1本、容器が膨らんでいるものがございましたが、児童生徒へ配食する前にそれをよけて対応していたということで、原因については、製造開始前に牛乳を充てんするラインの配管に置き換えする時に管内の空気が巻き込まれたということで、中身の品質に問題はないということでございましたが、商品交換を行うという対応をとらせていただいております。子供への直接的な影響はないということでございました。

それから、一般事項といたしまして、令和元年度の女川町奨学生選考委員会が2回ほど開催されております。その結果、高等学校1名、専修学校2名、大学4名、それから大学院への進学ということで期間延長1名、合計8名の方に貸付金が今回決定をいたしております。

阿部喜英委員がこの選考委員会にご出席をいただいておりますが、第2回の選考委員会において、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学困難な学生に対して学資を貸与する本奨学金の制度に沿った形で、令和2年度から、これまで11月と2月の年2回しか募集という間口がなかったのですが、それを随時募集するような形に変更するというので、ご了承をいただいております。

それから、令和2年3月定例議会におきまして、議員から、選考基準の一つである学力基準でございますが、そちらについて、現在本町では3.0以上という学力基準を設けておりますが、そちら

の基準についてもご質問がございました。他の奨学金制度も研究して、その辺を今後、どういう基準が必要なのかどうかということも含めて研究したいというふうに考えてございます。

それから、令和2年のおにぎり大使派遣事業でございます。世界的な新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、令和2年度のおにぎり大使派遣事業が8月12日から18日まで予定されておりましたが、これについては見合わせする方向で調整をするということで、まだ正式文書は来てございませんが、そういった方向というお話でございました。

後ろに2月末現在の工事の定点写真を付けておりますので、参考程度にご覧いただければと思います。

私からは、以上です。

教育長  
生涯学習課長

続きまして、生涯学習課長から報告させます。

それでは私から、「生涯学習課3月実施事業4月実施予定事業一覧表」のカレンダーをご覧いただきたいと思っております。

まずはじめに、実施済みですが、3月に、先程教育総務課長からありましたように、2日から3月定例議会がありました。こちらで生涯学習課に係る一般質問が3人の方からありまして、1件目は、御歌に係りますところで、天皇皇后両陛下の行幸啓関係の質問、2件目は、体育・スポーツ振興施策についてということで、管理、また指定管理制度の関係についてご質問がありました。3件目は、公共施設の将来負担についてということで、施設のネーミングライツの関係についてご質問をされておりました。

それから、先程教育総務課長からありましたように、3月30日の臨時会で、生涯学習課からも契約の締結ということで、先程ご説明いたしました(仮称)清水公園グラウンドの整備工事につきまして、議案を上程する予定となっております。

カレンダーにお戻りいただきまして、生涯学習課では、新型コロナウイルス感染症の関係で、いろいろな主催事業が縮小・中止になっております。

1日の東部野球スポーツ少年団の大会につきましては、中止となっております。

7日スポ少本部卒団記念植樹も、人が集まるということだったので、集まらずに、業者と職員での植樹という形をとらせていただきました。

各種、総合運動場・学校開放利用者説明会などの会議については書面を郵送させていただきまして、そちらに係る説明に代えさせていただきます。

20日に聖火のセレモニー。新聞、テレビ等々でご覧になったかと思いますが、縮小して実施することができました。本町からは町長と議長の2人が出席しております。

21日の塩谷町交流会も中止となっております。

28日、29日のミニバスケットボールの交流会ということで、大会を予定していたのですが、やはり大会は厳しいですが、ただ、何らかの形で実施したいということもありまして、練習の形で実施することで今進めております。

4月になりまして、1日から予定しておりましたU-11のプレミアリーグの全国大会ですが、こちらも新型コロナウイルス感染症の関係で、1日から3日の予定でしたが、延期になっています。後ろに付けておりますが、多目的運動場が完成しております。こちらのこけら落としという形でこの大会を実施する予定でしたが、今のところは予定はなく、ただ、1日から多目的運動場の利用も可能になるということで、こちらは一般の練習であったり貸出しの受付をしながら、4月1日から利用開始になります。

以上になりますが、今後、新型コロナウイルス感染症の関係で、いろいろな大会等が中止になりますので、これからの動向を確認していきたいと思っております。

先程言いましたが、後ろに写真を2ページ、着工前、完成ということで付けております。

土のグラウンドから、下は合成写真に見えますが、ドローンで撮ったきれいな写真になっております。着色したわけではなくて、これが写真の色ということで、2枚目で見ますと、ラグビーボール、少年サッカーの四つのサッカーゴール、ソフトボールに対応したライン等を設置しております。

以上です。

教育長 報告は以上でございますが、委員の皆様方、ご質問等ございませんでしょうか。

阿部委員 時間もありませんが、奨学金の部分なのですが、実際初めて委員として出させていただいて、結構、親の年収を含めて個人情報がかかり出るような中での判断をしなければいけないという部分があるのですが、基本的には、子供に対する貸付けという形ですよね。親ではなく。しかも支給型ではなくて、貸与型という部分でも、借金は借金だという部分もありますので、基準を今回ある程度どういう形でというものを再検討するというお話をいただいたので、できれば広くというふうな部分で、あまり制約を課さない方向がいいのではないかなというのが個人的な願いなのです。

最終的にこれを子供が返済してくれるかどうかというのがポイントではないかなと。返済能力のある子供にこのお金を活用して育ててもらおうというのが一番の部分だと思うのですね。奨学金という言葉が、つい貸付けではないよというふうなイメージも与えられてしまうところがあると思うので、そうではなくて、無利子で、比較的金融機関から借りるよりもハードルが低く借りられるお金なので、進路に対してお金ですごく困っている子供に対しては、自由に申請さえしてもらえれば、ある程度ハードル低く借りられるというふうな形にしてほしいと、改めて要望させていただきたいと思っています。

教育長 奨学金のあり方については、ご案内のとおり、国では給付型というか、返さなくてもいいような制度も行っております。一方で女川町のように貸与型があったり、あるいは大学独自でやっていたり、いろいろあります。

それで、まさに今、貸与型の場合、自己責任のもと本人が返すんだよということが大前提にしながら、この規約というか、制限を付けるのはいかがなものかということの意見は結構あります。

それについては、先程課長からありましたように、これから検討していかなければならないのかなと思います。年間の収入が例えば 800 万円から 1,000 万円の人にやるのが本当にいいのかどうか。それとも、それを全部なくして、本当に必要な人にやるようにした方がいいのか。これらについて、町長とも相談しなければならない部分なのですが、女川町の特色を出した方がいいのか、奨学金という捉え方について考える時期になってきたのかなとは感じております。

ただ、ご存じのように、返す時に、前は日本育英会といったのですが、今は日本学生支援機構となったのですが、奨学金を返すのに苦労している社会人の方もいらっしゃるというような問題もございませう。それらも踏まえながら、制約というか、制限というか、基準というか、そういうものを設けた方がいいのか、本当に必要な人にやった方がいいのかというようなことについては、奨学金選考委員会の中で話していかなければならない部分かなと思っております。

ありがとうございます。

ほかにございませうでしょうか。

(発言なし)

## 13 その他

教育長 次に、7番「その他」に入ります。

- 何かございませんでしょうか。  
(発言なし)
- 教育長 それでは、来月の日程を組ませていただきたいと思います。  
〔4月23日(木)午前10時からということで調整〕
- 教育長 23日木曜日ということで組ませていただきます。  
ほかにごございませんか。  
なければ、令和2年第4回教育委員会は、これで終了させていただきます。
- 14 閉 会 午前11時56分
- 15 本委員会の議決の次第は、次のとおりであります。  
議案第6号「女川町教育員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」(承認)  
議案第7号「女川町立学校施設、設備の開放に関する規則の一部を改正する規則の制定について」(承認)  
議案第8号「女川町立学校施設設備の開放に関する実施細則の一部を改正する規則の制定について」(承認)  
議案第9号「女川町社会教育指導員設置規則を廃止する規則の制定について」(承認)  
議案第10号「女川町基礎学力充実支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」(承認)  
議案第11号「女川町児童生徒就学援助実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」(承認)  
議案第12号「女川町立学校臨時的補助教員設置要綱等を廃止する訓令の制定について」(承認)  
議案第13号「女川町社会教育委員の人事について」(承認)  
議案第14号(追加)「教育に関する事務の議案の作成に対する意見について」(承認)  
議案第15号(追加)「教育に関する事務の議案の作成に対する意見について」(承認)  
議案第16号(追加)「教育に関する事務の議案の作成に対する意見について」(承認)  
議案第17号(追加)「教育に関する事務の議案の作成に対する意見について」(承認)  
議案第18号(追加)「令和2年4月1日付けの人事異動について」(承認)
- 16 この会議録の作成者は、次のとおりであります。  
教育総務課 課長補佐 今村 等

上記記録の正確なることを認めここに署名する。

令和2年4月23日

会議録署名委員

2番委員 .....

3番委員 .....